

20191016 反対討論

日本共産党県議団 大山奈々子

日本共産党の大山奈々子です。討論に入る前に前に一言申し上げます。この度の台風 19 号で亡くなられたみなさまに心より哀悼の意を表し、被災されたみなさまにお見舞いを申し上げます。当県議団としても災害復旧にしっかり取り組んでまいります。また、昼夜を分かたず災害対応に当たられた県職員他関係者のみなさまのご奮闘に敬意を表します。今後とも一刻も早く県民の生活再建を支援していただけますようお願い申し上げます。

さて、私は日本共産党県議団を代表して、本日提案の補正予算 1 件を含む本定例会に提案された 22 議案と 8 議案に反対する立場から、主なものについて討論を行います。

まず定県第 85 号第 91 号議案です。これはセレクト神奈川 NEXT に伴う予算ですが、企業誘致施策そのものが本県の地域特性に照らしても、助成金の有効性について厳密な効果検証が不可能な施策である以上、抑制的でなければならぬと考えます。前回のセレクト神奈川 100 と比較して、助成要件や助成割合に関して、中小企業支援の側面が一部強化されたこと、等の視点が盛り込まれたことに関しては評価しますが、過去の誘致企業に関して、県内雇用数を把握することなく、要件として正規雇用も盛り込まず、県内雇用を努力義務とす

らしていない点は県内雇用の活性化の視点からはなはだ問題ありと考えます。さらに今回のセレクト神奈川 NEXT では、委員会質疑を通じ、横浜市が導入を検討している統合型リゾート施設 IR への誘致も想定内とされていることがわかりました。世界の例に学べば IR=カジノであり、IR がカジノへ誘客する装置となっていることを考えれば到底賛成できません。

定県第 87 号神奈川県流域下水道事業の設置等に関する条例については、流域下水道事業に地方公営企業法の一部適用をするものです。これにより、会計制度が大幅に変更され、これまでなかった減価償却費などが収益的支出として計上されるようになります。

従来、県が支出していた施設建設等にかかわる起債の償還費の内、今後は 30%を市町負担とするとのことです。これは県の一般会計からの繰入金の内、国が基準外としているものであり、その負担は自治体の判断に委ねられます

現在国では、公私の費用負担の見直しとして、私費部分である県民負担を増やす考え方を示しており、今回の措置はこれに準ずるものとなります。会計制度の変更にともない、県の一般会計からの負担を減らして、市町の負担を増やすことは、将来的には下水道使用料の引き上げにつながる懸念が増します。このような措置はやめるべきと思います。このような観点から定県第 87 号議案に反対いたします。

次に、定県第 89 号職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例についてです。

この条例改正は、地方公務員法と地方自治法の改正により、会計年度任用職員制度が導入されたことに伴う条例改正です。

この法律によって、非常勤職員の期末手当などが支給されるようになるなどある程度の改善点があります。また、現在のところは、県においては、非常勤職員の業務を限定し、非常勤職員にも期末手当相当分を支給していること、新たな制度を導入するにあたっては定型的な業務に限定するとして常勤職員との置き換えを行わないように取り組むとしていることは評価するものです。

しかし、会計年度任用職員制度の創設は、正規職員の定員拡大などの根本的な解決ではなく、臨時職員・非常勤職員の固定化につながりかねません。制度の導入は自治体職場における地方公務員法に基づく「無期限の任用」の原則を崩すことになりかねません。さらに、非常勤職員の業務の拡大によって正規職員を非常勤職員に置きかえるなどの懸念もあります。このような観点から長期的な視点に立って会計年度任用職員制度の導入には反対せざるを得ず、定県第 89 号議案に反対いたします。

今後は非常勤職員の業務を拡大しないことや正規職員を非常勤職員に置き換えないようにするとともに、正規職員の増員を図るよう要望します。

定県第 94 号介護保険施行条例の一部を改正する条例について、介護保険審査会の公益代表委員の定数を審査請求件数の実態に合わせて 90 人以内から 12 人以内へ減らすというものです。

この間、何度も介護保険法が改定されてきましたが、2014 年の「医療・介護総合法」により、特養ホームへの入所制限、生活援助の時間短縮、「要支援 1. 2」の方の介護保険外し、自治体の総合事業に移行などの改悪が行われ、必要なサービスが受けられなくなったなど、多くの悲鳴が寄せられています。

しかし、不服審査請求を申請しても時間がかかるからあきらめている。不服審査請求ができるということを知らない。そこまでやるには気力も体力も持たないなどの実態があるということをしっかり見る必要があると思います。審査会の開催状況はこの 5 年間は平均年 2 回ということですが、請求した人の権利を保障するためにも、請求されたら、即座に対応することが必要と思います。今後介護保険制度改定において、ケアプランの有料化や介護利用料の原則二割負担化など、さまざまな改定も検討されているもとの、今後、審査請求の増加が考えられることから、大幅に公益代表委員を減少する議案には反対です。

次に、定県第 97 号神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例についてです。この議案は、建築基準法の一部改正に伴い改正しようとするものです。

この建築基準法の改正の趣旨は、空き家対策を推進する目的で、これまで住宅の用途だったものを他の用途、特に不特定多数の方が利用する施設に転用する際、これまで耐火建築物にしなければならなかった建物の基準を緩和して、改修する必要をなくすものでした。

この規制緩和の対象として、ホテルや旅館、福祉施設などとされ、障害者や高齢者のグループホームなども対象となるということです。

今回の条例改正では、これまで共同住宅と同様に規制していた長屋について、共同住宅が法改正によって規制緩和されたことから同様の扱いとするものです。

建物の防火や耐火に関する規制は、居住者、利用者の生命を守るための規制です。空き家となった住宅を福祉施設などに用途変更する必要があるからといって、規制を緩めるべきではないと考えるため、法律に準じて規制を緩和するこの条例に賛成できませんので、定県第 97 号に反対いたします。

続きまして定県第 98 号議案、定県第 99 号議案については、県立高校改革に伴う再編で、教育環境の悪化につながる統廃合を伴うという点から反対いたします。

以上、反対理由を述べて討論を終わります。